

< 第1回定期総会 第5号議案 >

会則第14条第2項に定める入退会の手続きに関する事項は、次のとおりとする。

1. 既存の団体の協議会への入退会の取り扱いについて

- (1) 年度途中の入退会は、認めない。
- (2) 入会し、又は退会する場合は、入退会を行う年度の2年度前までに協議会に申し出を行い、前年度の総会で承認を得ることとする。

2. 合併による団体の変更について

- (1) 合併を行う団体のすべてにおいて地方自治法第7条に基づく廃置分合申請を行う旨の議決がなされた場合は、当該団体はただちに協議会に申し出るものとする。
- (2) 前号の申し出が9月末(翌年度負担金額算定期)までにあった場合は翌年度からの負担金額算定期に反映させるものとする。ただし、合併が申し出の年度の翌年度当初までに行われない場合は、合併の翌年度に反映させるものとする。
- (3) 申し出が10月以降の場合は、申し出の翌々年度からの負担金額算定期に反映させるものとする。